

報告資料

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 26 年 4 月 1 日

一般社団法人岐阜県病院協会

# 目 次

## はじめに

### I 流行規模及び被害の想定

### II 対策の基本方針

- 1 趣旨
- 2 目的
- 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 4 役割分担
- 5 感染対策の徹底
- 6 医療機関の対処

### III 各段階における対策

- 1 未発生期における対策
- 2 海外発生期以降における対策
- 3 小康期における対策

添付書類：別添第1「岐阜県インフルエンザ等対策行動計画」参照図表

- 1) 図1「公衆衛生対策のイメージ」
- 2) 図2「大流行に備えた対策イメージ」
- 3) 図3「インフルエンザに関するサーイベランス」
- 4) 図4「県内未発生期から県内発生早期までの医療体制」
- 5) 図5「県内感染期」の医療体制」
- 6) 図6「国及び地域（都道府県）における発生段階」
- 7) 図7「各段階における対策一覧」
- 8) 表1「新型インフルエンザ(等)対策行動計画作成の経緯」
- 9) 表2「流行規模及び被害想定」
- 10) 表3「発生段階」

別添第2「新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関」

別添第3「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱」

## はじめに

### 1 趣 旨

この業務計画は、次項の関連文書（以下「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）（保医第1333号の2・平成25年10月25日）に基づき、一般社団法人岐阜県病院協会（以下「当協会」という。）における必要とする業務内容（業務計画）を示すものであって、県内会員病院の所定の医療措置に係る対応を規制するものではない。

### 2 関連文書

この業務計画に係る策定の関連文書は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下「特措法」という。）第7条第1項の規定による「県行動計画」という。）を示すものである。

### 3 作成指針

この業務計画は、岐阜県内の病院が所定の医療法に基づく医療の実施に関し、接触感染が主な感染経路と推測される、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているとされる鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合を念頭に、甚大な健康被害の軽減とパンデミックによる社会的影響を最少限に留めることを基本とするものである。ただし、本計画は、病原性が低い場合並びに感染症法に定める上記以外の新型インフルエンザ等感染症や新感染症（感染力が強く新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）も対象とする。

### 4 業務の基本と優先対処

当協会の業務の基本及び優先的に対処する事項は、病院間及び地域の診療所並びに関係病院を所管する保健所間の連携若しくはこの業務を補完することである。なお、この業務に必要な情報は、岐阜県の所管当局が、発信する情報をそれぞれの病院が取得することを基本とする。

#### I 流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体の病原性や感染力等並びに人の免疫力等、社会環境など多くの要素の影響が大きいとされる。県行動計画においては、政府行動計画において想定される流行規模に関する数値を基に県内被害想定を行っているが、実際にはこの規模を超えることもあることに留意することが肝要である。

#### II 対策の基本方針

### 1 趣 旨

新型インフルエンザ等の流行期においては、社会機能の維持が行政当局の施策の基盤

となるが、病院においては、限られた医療機能を最大限に活用し、発生患者への医療を的確に実施することが重要である。このための院内トリアージ並びに近隣の病院との連携のための情報の共有が必要となる。このための連携に必要なコーディネーターは当協会の重要なミッションとなる。

## 2 目 的

新型インフルエンザ等が岐阜県で発生すれば、各医療圏内への侵入を避けることはできないと考えられる。従って次の2点を主たる目的としての対策を必要とする。

1) 感染拡大を抑えて可能な限り流行のピーク遅らせ、病院の実務的な医療体制を確保すると共に、この医療体制への負荷を軽減することで、患者への適切な医療が行われるようにする。もって、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 各医療圏での病院における感染対策により欠勤者の数を抑えて、病院の医療提供が可能な限り最大限になるように努める。

注：参照「県行動計画」図2 大流行に備えた対策イメージ図

## 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1) 新型インフルエンザ等対策は、行動計画において示す次の段階等における対応となる。

ア 発生前の段階

イ 発生が確認された段階

ウ 岐阜県内で発生が確認された段階

エ 岐阜県内で感染が確認された段階

オ 岐阜県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

2) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

当協会の新型インフルエンザ等対策は、指定地方公共機関として、行動計画及びこの業務計画に基づき、「対策推進のための役割分担」の的確かつ迅速な実施を図ることが肝要であり、普段の情報共有で顔の見える関係確保に留意する必要がある。このために、行動計画に示される次の留意点に配慮を必要とする。

ア 基本的人権

イ 危機管理としての特措法の性格

ウ 関係機関相互の連携

当協会における関連機関としては次に掲げるような連携機関がある。

\*岐阜県所管部局である健康福祉部（保健医療課）

\*岐阜大学医学部附属病院（生体支援センター）

\*病院を所管する管轄保健所

\*当該病院の連携診療所

\*感染症指定医療機関

\*市町村の関係部局

#### 4 役割分担

##### 1) 当協会の対処機構

当協会は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、行動計画に基づき、当協会の機構に基き、提供された情報に拠り指示なくして、別に定められた災害医療コーディネータ制度を準用して、新型インフルエンザ等の発生を災害と捉えて対処するものとする。

##### 2) 前項に定める当協会における対処内容（役割分担）は、次に掲げるようになる。

###### ア 代表理事・会長

当協会の代表理事・会長（以下「会長」という。は、新型インフルエンザ等の発生に関して、岐阜県の関連部局又は所管部局（保健医療課）と県行動計画による情報を共有し、関係の医療圏域を所管する理事・副会長（以下「副会長」という。）、常務理事、関係市町村長の対処事項に関し所要のサポートと助言を行うほか、この関係者の要請事項に関し所要の対処を行うものとする。

特に、当該感染の全県に亘る拡大防止と局限に関し関係部局に対し助言と意見の具申、要請を行うものとする。

###### イ 各医療圏の副会長

岐阜、西濃、中濃、東濃及び飛騨の各医療圏の副会長は、新型インフルエンザ等の発生等に関して、当該医療圏内の病院又は感染症指定医療機関及びこの関連医療機関に係る連携、情報等の所要のコーディネートに係る業務を行うものとする。特に、会長及び常務理事と所要の連携に関し対処するものとする。

###### ウ 常務理事

当協会の常務理事は、副会長が必要とする新型インフルエンザ等の発生等に対処する情報等の提供、岐阜県所管部局（保健医療課）からの要請等の調整を担当する。

###### エ 専務理事

当協会の専務理事は、会長が、岐阜県の医療圏域全般に関して行う新型インフルエンザ対策等に係る統括的なコーディネートに係る業務全般に関し補佐するものとする。また、当協会の関連する事務全般に対処するものとする。

#### 5 感染対策の徹底

##### 1) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延に関しての個人レベルでの指導事項は、当該患者の入院措置、患者の同居者、患者の濃厚接触者等への協力（健康観察、外出自粛の要請等）依頼とマスク着用、咳エチケット、手洗い、人ごみを避けるなどの指導事項の徹底が必要となる。また、職場対策としては、管理者による施設等の使用制限など産業衛生上の処置も重要となり、特に、病院においては、普段からの院内感染防止対策の再確認に関

する対応が必要となる。

## 2) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病とその重症化を防止することで、公衆衛生上の措置や医療の体制の縮小を対応可能範囲に抑制する。

## 6 医療機関の対応

### 1) 発生前における医療体制の整備

#### ア 情報の取得及び評価による院内整備

病院としては、新型インフルエンザ等の発生前の体制を確保するためには、普段からネットワークを構成している地域医療連携機関である診療所、在宅患者を取り扱う関係機関、地域医師会等からの迅速な情報共有を行う。また、岐阜大学医学部附属病院生体支援センター及び管轄保健所及び地域医師会からの関連情報の取得とそのまん延レベルに関する評価を行う。特に、新型インフルエンザ等発生時の対応（院内トリアージ、診察室の特定、外来患者の待合室からの院内ルートの特定制表示など）の確認を行う。

#### イ 院内整備と電話対応の要件

新型インフルエンザ等発生国からの帰国者、その接触者に関しての電話対応の要領に関し関係者への再確認及び指導を行うほか、この場合、市町村当局及び管轄保健所等との連携と正確な情報の確認、県域を異にする同行者（濃厚接触者）情報の関係先への提供についての対応要領を確認する。

### 2) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等患者の県内での発生早期においては、感染症法（第19条）の規定により当該患者は「感染症指定医療機関等」への入院を勧告されることとなる。このため、「感染症指定医療機関等」以外の病院においては、電話における受診依頼及び転院措置に関し、管轄保健所及び当協会の副会長のコーディネートを受けものとする。この措置を行った副会長は、当協会の統括的コーディネートを行う会長に対し情報提供を行うとともに、当協会の事務局及び隣接医療圏の副会長病院の事務局長に対し、メール（宛先及びCC）又はFAXにより行うことでの的確な情報を提供する。

注：通常の津波地震等の自然災害又は原子力施設の事故への対応と異なり、一般的には新型インフルエンザ等の発生時には、メール又はFAXに関する設備の障害はないものと思われる。ただし、自然災害と複合し新型インフル等が発生し、電話を含めた当該設備に損傷がある場合には、災害拠点病院が保有する無線設備機器のサポートに委ねることができる。

### 3) 院内感染の防止

新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける「医療関連感染症防止対策」に拠る基本を重視し、院内の他の患者等との接触防止に格段の留意を行うものとする。また、医療従事者（救急隊員等で業務上患者やその検体と直接接触する可能性がある者を含む。）は、マスク、ガウン等の個人防護服の使用や健康管理、国の見解に従い、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うものとする。

#### 4) 医療関係者に対する要請・指示

「県行動計画」においては、関係法に基づき、次に掲げる医療関係者に対し必要な医療を実施するため要請等（指示を含む。）を行うことの規定がある。（特措法第31条）

#### 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士、歯科衛生士（特措法施行令第5条）

#### 5) 損失補償、実費弁償及び損害補償

新型インフルエンザ等に係る医療提供の要請等（前掲）に応じた医療関係者が損害等を被った場合の当該経費は、特措法の規定に拠り補償される。

#### 6) 抗インフルエンザウイルス薬等

県行動計画においては、抗インフルエンザウイルス薬等に関し、県の備蓄量並びに発生時の流通調整及び放出等に関して規定をしている。

### III 各段階における対策

#### 1 未発生期における対策

##### 1) 実施体制

指定地方公共機関は、県行動計画に基づき業務計画を作成、改定することとなる。（特措法第9条第1項）

注：「県行動計画」 図6 国及び地域(都道府県)における発生段階及び同計画 図7 各段階における対策一覧 参照

##### 2) サーベイランス・情報収集

###### ア サーベランスへの協力

病院は、管轄保健所が要請するウイルス及び入院サーベイランスに関し、流行しているウイルスの性状を把握するための検体採取に協力する。また、基幹定点医療機関(県内5機関)である病院は、当該インフルエンザによる入院患者発生動向を調査しその状

況を報告する。各病院は、情報共有のために、当該病院が所属する医療圏の副会長にその状況を通報するものとする。

#### イ 予防・まん延防止

病院は、院内における医療関連感染症防止対策等に関し、所定の対策の強化(周知等)に係る理解促進を図るものとする。

### 3) 病院の情報取得体制の整備

#### ア 地域医療体制の整備

病院は、普段から管轄保健所及び岐阜大学医学部附属病院生体支援センター等から情報取得ルートの医療資源を確保するとともに、所要の個人防護具等の院内感染防止対策等を準備する。

#### イ 県内感染期に備えた医療の確保

病院は、院内感染期に備えた次の各号に掲げる医療体制をあらかじめ整備しておくものとする。

#### ウ 手引きの周知、研修等の教育

病院は、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者移送等に関する国の手引き等の周知に係る教育を行うものとする。特に、当協会が実施する医療関連感染防止対策等に係る研修会に職員を参加させるものとする。

## 2 発海外発生期以降における対策

### 1) 県内発生早期まで

新型インフルエンザ等の海外発生期以降においては、発生国からの帰国者及び国内患者の濃厚接触者については、発生国からの帰国者及び国内患者の濃厚接触者については、地域に設置された「帰国者・接触者相談センター」(保健所に設置)による受診調整を受け、感染症指定医療機関その他あらかじめ定められた病院は、院内トリアージにより「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行うことになる。また、「帰国者・接触者外来」を有しない病院の場合でも、受診した患者が、新型インフルエンザ等である可能性も排除できないので、同様に院内トリアージを行う。当該患者の診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがある場合には保健所および感染症指定医療機関等と調整し同院への転院を行うものとする。

ただし、これに該当しない場合で重症の場合は、入院の措置に委ねるが、軽症の場合には、外来診療又は自宅療養等の処置を行うものとする。これについては、経過を確認、再受診の指示などが必要となる場合もある。

注：参照「県行動計画」図4「県内未発生期から県内発生早期までの医療体制」

### 2) 県内感染期以降

発熱、呼吸器症状患者による受診患者を取り扱う一般医療機関たる病院は、前掲後段



に記述の処置を行うこととなるが、患者の入院による感染拡大防止は期待できないため、感染症指定医療機関等への転院は中止する。

注：参照「県行動計画」図5「県内感染期の医療体制」

病院における新型インフルエンザ等の治療は、重症患者を対象とすることとなるが、これ以外の患者は、在宅療養となるので当該病院が地域連携をしている診療所等に要請（逆紹介を含む。）することになる。

### 3) 緊急事態宣言適用地区の病院医療

特措法第32条第1項に拠る「緊急事態宣言」が適用される地域にある病院は、必要により県当局（管轄保健所）が行う医療等の確保に係る規制に従うものとする。この場合、当該医療圏域を所管の副会長は、当該管轄保健所から情報提供を受けるとともに、会長との所要の情報共有に係る措置を行うものとする。

#### ア 医療等の確保

会長および副会長は、緊急事態宣言がされた場合、管轄医療圏域の病院の医療または医薬品の販売等を確保するための必要な措置（特措法第47条）若しくはこれをサポートするための手立てを講ずる。なお、病院は、患者治療に関し、岐阜県の要請等による定員超過入院（医療法施行規則第10条関連）等の措置に応ずる。また、当該医療圏域を所管の副会長は、これに必要とするサポートを行う。

#### イ 臨時の医療施設の開設等

副会長及び関係病院は、県又は市町村等が、特措法第48条に基づき臨時の医療施設を開設する場合、その要請により所要の協力をする。

なお、臨時の医療施設は、当該インフルエンザの流行がピークを超えた後、その状況に応じてその医療施設から当該患者の受け入れ要請があった場合、当該病院が応需できるように当該医療圏域を所管する副会長はこのコーディネートを担当する。

### 4 小康期における対策

県行動計画による「小康期」とは、新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態（大流行はいったん終息している状況）とされている。この段階での当協会の対処は次のようになる。

#### 1) 体制・措置の縮小等

当協会及び病院は、岐阜県（管轄保健所）の要請により、県内感染期に講じた措置の縮小・中止を行う。

#### 2) 当協会及び病院は、岐阜県（管轄保健所）からの要請等に基づき、従前の通常の医療対制に戻す。

以上